

「米沢市教育振興基本計画」について

1 策定の目的

本市では、教育基本法第17条第2項に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「米沢市教育振興基本計画」を令和2年度に策定した。

この計画に基づき、現在、施策を推進しているが、計画期間の満了を迎えることから、次期計画を策定する。

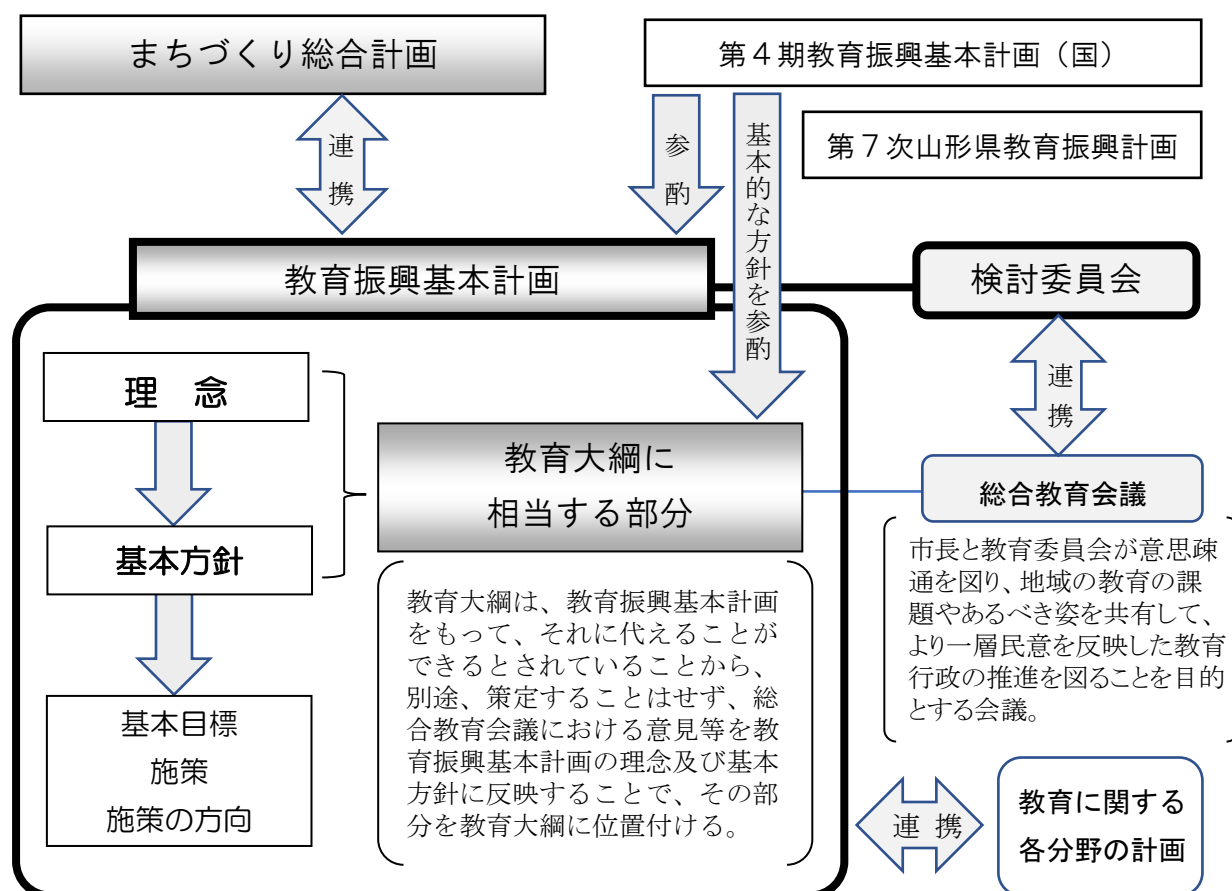
2 概要

内 容	本市の教育の振興のための基本的な計画
策定体制	「米沢市教育振興基本計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の意見を聴き策定する。
計画期間	令和8年度から令和12年度まで（検討委員会において協議）
特記事項	教育振興基本計画の理念・基本方針を「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「教育大綱」という。）※とする。

※「教育大綱」について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3」に基づき、市長が地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。

<イメージ図>



3 策定のスケジュール

年月日	教育大綱	教育振興基本計画
令和7年6月6日	第1回総合教育会議	
6月25日		第1回検討委員会（現状課題整理）
8月上旬		第2回検討委員会（基本理念、基本方針、基本目標及び施策の体系検討）
8月下旬	第2回総合教育会議	
11月上旬		第3回検討委員会（計画案提示）
令和8年1月上旬		第4回検討委員会（パブコメ実施説明）
1月下旬～		パブリック・コメント実施
3月下旬		教育委員会議決～議会報告